

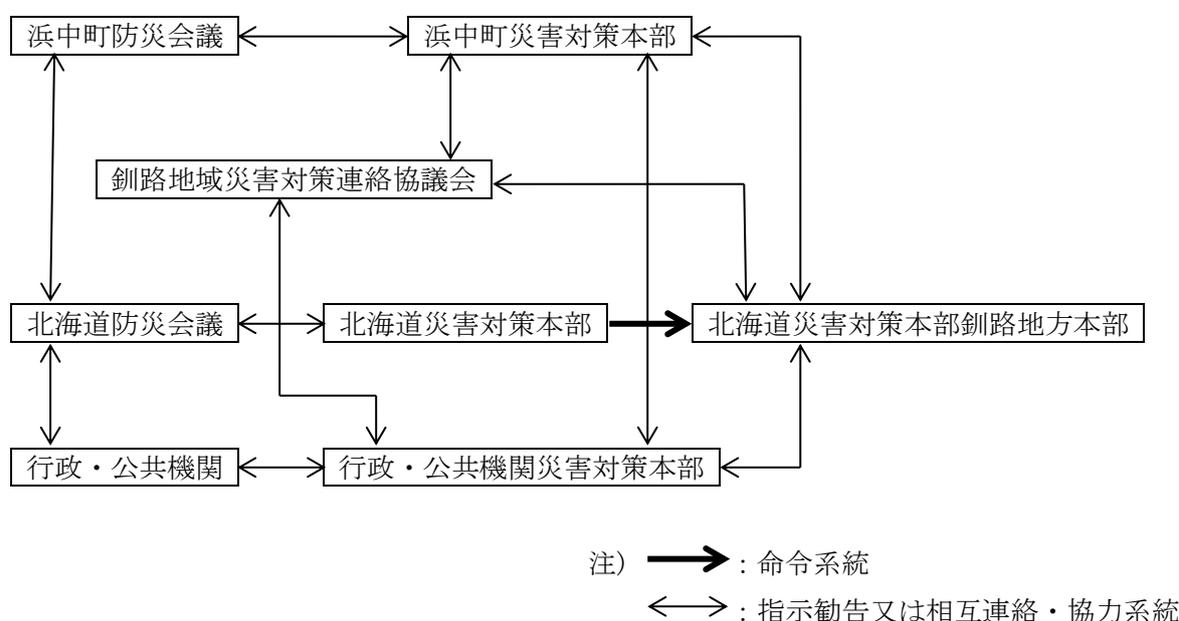
第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

本町における防災行政を総合的に運営するための組織として浜中町防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

●本町の地域における防災体制図



第1節 組織計画

第1 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条の規定に基づく浜中町防災会議条例（昭和37年条例第18号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とするもので、その組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 組織

(1) 会長 町長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

- イ 北海道知事の部局内の職員のうちから町長が任命する者
- ウ 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- エ 町長がその部内の職員のうちから指命する者
- オ 浜中町教育長
- カ 浜中消防団長
- キ 釧路東部消防組合消防長
- ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

2 運営

防災会議の運営は、浜中町防災会議条例（昭和37年条例第18号）の定めによる。

第2 応急活動体制

本町の応急体制は次のとおりとする。

1 気象情報等連絡体制

(1) 気象情報等連絡体制の設置基準

町長は、災害や事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準のいずれかに該当し、必要と認めるときは、災害警戒本部へ円滑に移行できる組織として気象情報等連絡体制を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき。

イ 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな警戒体制の確保を要するとき。

ウ 台風や低気圧の接近等により被害の発生が予想されるとき。

エ 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。

オ 災害警戒本部及び災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。

カ その他、町長が気象情報等連絡体制の設置が必要と認めたとき。

(2) 気象情報等連絡体制の組織及び所掌業務

気象情報等連絡体制の組織及び所掌業務は以下のとおりとする。

組 織	所 掌 業 務
・防災対策室 ・必要に応じ、総務課、建設課、上下水道課の内から指示された者	1 町長、副町長及び他課との連絡調整に関すること。
	2 災害警戒本部及び災害対策本部の設置に関すること。
	3 気象等の予報、警報等及び情報の受理伝達に関すること。
	4 災害情報及び被害情報の収集に関すること。
	5 気象情報及び災害情報の配信に関すること。
	6 災害情報の関係機関との連携調整に関すること。

(3) 気象情報等連絡体制の廃止

- ア 気象警報が解除されたとき。
- イ 連絡体制の確保を要する必要がないと認めるとき。
- ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。
- エ その他、町長が必要ないと認めるとき。

2 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部設置基準

町長は、災害又は事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準に該当し、必要と認めるときは、対策本部が円滑に設置されるための事前組織として災害警戒本部（以下本節では「警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

- ア 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。
- イ 住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
- ウ 避難指示、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。
- エ 交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
- オ 住家の全半倒壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
- カ 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。
- キ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
- ク 町内で震度4の地震が発生したとき。
- ケ 沿岸に津波注意報が発表されたとき。
- コ 地震（津波）による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- サ 上記以外の災害又は複合災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると予想されたとき。
- シ 町長が必要と認めたとき。

(2) 業務分担

警戒本部における業務分担は、本部に準ずるものとする。

災害が発生するおそれがあると判断される場合には、各主管課長等は関係職員を招集し、巡回パトロールを行うなど防災初動体制を確立し、被災状況等を取りまとめて報告する。

状況報告を受けた各課長等は、概要を集約し、防災対策室を經由し町長に報告するものとする。なお、緊急やむを得ない事態に遭遇した場合には、災害応急対応を優先し、第一報の口頭報告後、速やかに書面報告する。

(3) 廃止

町は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、警戒本部を廃止する。

第3 災害対策本部

1 設置及び廃止

町長は、災害又は事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、基本法第23条の2の規定により、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町防災計画に定めるところにより、本部を設置し、災害応急対策を実施する。町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、本部の機能の充実・強化に努める。

また、被災し、又は被災するおそれがある地区において、必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置し、災害応急対策等を本部の指揮監督により実施する。

なお、本部の設置は、次の設置基準に該当するほか、緊急を要する事態が生じ、町長が必要と認めるときに設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部設置基準		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 	
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・津波災害・沿岸に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 ・地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 	
大事故等	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生しそうなとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・多くの死傷者が発生したとき。
	航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
	鉄道災害 道路災害 危険物等災害 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
	大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助、救出案件が発生し交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

(2) 本部の設置

ア 本部は役場庁舎内に置く。

ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置する。

イ 本部長は、本部を設置したときは、直ちに通知及び公表を行う。

また、廃止した場合の通知は、設置したときの連絡方法に準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
釧路総合振興局	道防災行政無線、電話、FAX
釧路東部消防組合	電話、FAX、メール、派遣連絡員
厚岸警察署	電話、FAX、メール、派遣連絡員
防災会議構成機関	道防災行政無線、電話、FAX、メール、派遣職員、口頭
近隣市町村長	道防災行政無線、電話、FAX、メール
住民	町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、ホームページ、テレビ、ラジオ等

(3) 廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、本部を廃止する。

- 資料編 [条例・規則等] 資料1 浜中町防災会議条例
 資料2 浜中町災害対策本部条例
 [各種資料] 資料21 浜中町防災会議組織図

2 組織等

本部の組織は、次のとおりとする。

本部長：町長、副本部長：副町長、教育長

部名（部長）	班名（班長）	班員
総務対策部 （防災対策室長）	総務班 （総務課長）	総務係、職員係、契約管理係、情報広報係、防災係
	記録班 （情報広報係長）	企画調整係、管財係、財政係
避難対策部 （住民環境課長）	避難支援班 （健康福祉課長）	健康推進係、児童福祉係、社会福祉係
	避難所対策班 （保険課長） （商工観光課長） （農林課長） （農業委員会事務局長）	戸籍住民係、環境政策係、生活環境係、介護保険係、保険年金係、商工労働係、観光係、ふるさと納税推進係、ふれあい交流・保養センター係、中山間活性化施設係、農政係、農業振興係、林務係、浜中支所戸籍住民係、茶内支所戸籍住民係、農業委員会農地係、農政係
	避難状況確認班 （議会事務局長） （出納室長）	財政係、庶務係、議事係、出納係、監査係
	避難路誘導班 （税務課長）	課税係、収納係
	給食班 （保育所長） （給食センター所長）	給食センター総務係、業務係、保育業務係、霧多布保育所、茶内保育所、散布保育所、浜中保育所、姉別保育所、子育て支援センター
医療対策部 （浜中診療所事務長）	医療対策班 （浜中診療所総務係長）	浜中診療所総務係、医事係
災害応急対策部 （建設課長）	災害応急対策班 （上下水道課長）	土木係、建築係、住宅管理係、水道総務係、水道施設係、水道係、下水道係
文教対策部 （管理課長）	文教対策班 （生涯学習課長） （指導室長） （霧多布高校事務長）	教育委員会総務係、学校教育係、社会教育係、スポーツ係、霧多布高校管理係
防災ステーション （水産課長）	水門班 （企画財政課長）	漁政係、水産振興係、港湾係別に定める職員

3 本部の業務分担

本部の各部（班）の業務分担は、次のとおりとする。

【各部各班共通事項】

班名	所掌事項
各部各班共通	(1) 所管(浜中町事務分掌条例（平成25年条例第9号）及び浜中町事務分掌規則（平成25年規則第7号）等に基づくもの)に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関する事。 (2) 所管に属する被害状況調査、被害状況報告、災害応急対策及び災害復旧に関する事。 (3) 災害時における所管事項の執行記録に関する事。

【総務対策部】（防災対策室長）

班名	所掌事項
総務班 （総務課長）	(1) 災害対策の総括に関する事。 (2) 本部の設置運営及び廃止に関する事。 (3) 防災会議に関する事。 (4) 防災会議その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 (5) 災害救助法の適用手続に関する事。 (6) 住民避難指示等発令の伝達に関する事。 (7) 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等収集及び伝達に関する事。 (8) 災害情報の収集及び伝達に関する事。 (9) 災害時の非常通信計画の作成と実施に関する事。 (10) 庁内の非常配備体制に関する事。 (11) 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関する事。 (12) 災害日誌及び記録に関する事。 (13) 各地域（自治会、町内会等・自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 (14) 自衛隊派遣要請の要求に関する事。 (15) 職員の非常招集及び非常配備体制に関する事。 (16) 職員等の食料・寝具・災害出動用被覆の調達及び配布に関する事。 (17) 職員の被害状況調査に関する事。 (18) 災害時の防犯に関する事。 (19) 災害時における交通情報の収集及び広報伝達に関する事並びに交通安全に関する事。 (20) 各部（班）との連絡調整に関する事。 (21) 災害現地等との連絡、伝令、通信等に関する事。 (22) 災害時の車の借り上げ及び町有車両運行管理に関する事。 (23) 災害時の輸送計画及び車両運行実施に関する事。 (24) 災害時応急対策及び復旧の資機材、人員、食料等輸送に関する事。 (25) 被災地域の視察及び見舞いに関する事。 (26) 防災行政無線の運用に関する事。 (27) 災害復旧と総合計画の調整に関する事。 (28) 災害予算及び決算等経理に関する事。 (29) 災害応急対策及び復旧対策に要する資金計画に関する事。 (30) 災害統計に関する事。

<p>総務班 つづき</p>	<p>(31) 中央関係機関に関する要望書及び資料調整に関すること。 (32) 自治会・町内会等住民組織に関すること。 (33) 災害対策の要望、陳情に関すること。 (34) 災害情報の発表、広報等に関すること。 (35) 報道機関との連絡、調整に関すること。 (36) 被害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関すること。 (37) 被災地の巡回公聴活動に関すること。 (38) 災害現地、避難所等との連絡、伝令、通信等に関すること。 (39) 被災町民の相談に関すること。 (40) 救護施設の設置計画及び実施に関すること。 (41) 災害に伴う地方債に関すること。 (42) 地域住民組織（町内会、自治会等）の協力要請及び総合調整に関すること。 (43) 行方不明者の捜索に係る連絡調整等に関すること。 (44) 遺体の収容、火葬等に係る連絡調整等に関すること。 (45) 被災地の塵芥、し尿、汚物、死亡獣畜の処理及び環境衛生保持等に係る連絡調整に関すること。 (46) 災害時の公害発生予防及び応急対策等に係る連絡調整に関すること。 (47) 一般的被害（人的被害・住宅被害・非住家被害）の調査に係る連絡調整に関すること。 (48) 被災者名簿の作成に関すること。 (49) 被災者の町税減免措置及び町税計画の見直しに係る連絡調整に関すること。 (50) 放浪犬の処理等に係る連絡調整に関すること。 (51) その他、他の部（班）に属さないこと。</p>
<p>記録班 （広報係長）</p>	<p>(1) 被災状況、災害応急対策状況、災害復旧状況の記録（主に写真撮影）に関すること。</p>

【避難対策部】（住民環境課長）

班名	所掌事項
<p>避難支援班 （健康福祉課長）</p>	<p>(1) 避難行動要支援者（一人暮らし高齢者、心身障がい者、妊婦等）の避難支援に関すること。 (2) 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関すること。 (3) 義援金品の受付、配布に関すること。 (4) 救援物資に関する調達、給与に関すること。 (5) 保育所児童の避難誘導及び災害時の保育所の管理運営に関すること。 (6) 老人、保健、児童福祉施設の被害調査、応急対策、復旧対策に関すること。 (7) 被災町民の相談に関すること。 (8) 災害時応援のボランティア、団体等の受入、活動等の連絡調整に関すること。 (9) 日本赤十字社救護機関との連絡調整に関すること。 (10) 保健所及び医療機関との連絡調整に関すること。 (11) 災害時の医療及び助産に係る連絡調整に関すること。 (12) 災害時の防疫及び被災地の環境衛生保持に関すること。 (13) 所管医療施設の被災状況調査及び応急対策等に関すること。 (14) 被災者の健康管理指導に関すること。</p>

避難所対策班 (保険課長) (商工観光課長) (農林課長) (農業委員会事務局長)	(1) 避難所の開設計画及び実施に関する事 (2) 避難所における避難住民等の受入準備、解錠に関する事 (3) 避難所の暖房、飲料水、毛布等の準備及び配布に関する事 (4) 避難所における負傷者、心身障がい者、高齢者等の介護等に関する事 (5) 避難所における避難者等に対する炊き出し及び食料品、飲料水等の給与に関する事
避難状況確認班 (議会事務局長) (出納室長)	(1) 避難所の避難者数の確認に関する事 (2) 避難所等における食料、水、毛布、その他必要な物資等の数量把握のための基礎情報の収集に関する事 (3) 災害情報等の収集及び提供に関する事 (4) 安否確認に関する事
避難路誘導班 (税務課長)	(1) 湯沸坂等の避難経路における誘導、指示に関する事
給食班 (保育所長) (給食センター所長)	(1) 被災者等への給食(炊出し)及び食料品、飲料水等の給与に関する事 (2) 非常備蓄食料等の配布等に関する事

【医療対策部】 (浜中診療所事務長)

班名	所掌事項
医療対策班 (浜中診療所総務係長)	(1) 災害時における医療及び助産に関する事 (2) 医療及び助産に必要な医療品、衛生資材の確保に関する事 (3) 救急医療班の編成及び巡回診療に関する事 (4) 救急医療救護所の開設、運営に関する事 (5) 医療対策本部の設置に係る医療部隊の編成及び運営に関する事 (6) 医療施設の警防及び被害調査、応急対策、復旧対策に関する事 (7) 医療部隊の出動、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関する事 (8) その他医療活動の実施に伴う事務に関する事

【災害応急対策部】 (建設課長)

班名	所掌事項
災害応急対策班 (上下水道課長)	(1) 道路、橋梁、河川、上水道、下水道、その他土木関係施設の保全、被害調査、応急対策、復旧対策に関する事 (2) 交通不能箇所の調査及び障害物の除去等通行路線の確保に関する事 (3) 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関する事 (4) 災害時における土木建設用機械等の確保及び運用に関する事 (5) 災害応急資材(土木作業用)の確保、輸送及び配分に関する事 (6) 除雪に関する事 (7) 水防技術の普及、指導に関する事 (8) 建築物の被害調査及び復旧対策に関する事 (9) 被災予想地域における建築制限に関する事 (10) 災害時の建築用資材の需給計画に関する事 (11) 被災住宅復興資金に関する事 (12) 応急仮設住宅の設置に関する事 (13) 避難収容施設及び住宅の応急修理に関する事 (14) 被災地の住宅建築指導に関する事

【文教対策部】（管理課長）

班名	所掌事項
文教対策班 （生涯学習課長） （指導室長） （霧多布高校事務長）	(1) 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。 (2) 教育施設、社会教育施設の被害調査、応急対策、復旧対策に関すること。 (3) 災害時の応急教育に関すること。 (4) 災害時における社会教育施設入場者への避難誘導及び災害情報等の周知に関すること。 (5) 被災児童・生徒に対する学用品、教科用図書等の給与に関すること。 (6) 被災学校の医療、防疫、給食対策等に関すること。 (7) 災害時の学校経営指導に関すること。 (8) 災害時における学校教育施設の避難所等解放に関すること。 (9) 文化財等の被害調査、保護及び応急対策に関すること。 (10) 災害復旧活動等に協力する、文化・スポーツ・ボランティア団体等の連絡調整に関すること。

【防災ステーション】（水産課長）

班名	所掌事項
水門班 （企画財政課長）	(1) 津波防災ステーション及び水門、陸閘、樋管の緊急閉鎖に関すること。 (2) 津波防災ステーション及び水門、陸閘、樋管の作動確認、点検整備に関すること。

※他部班への応援に関することについて

災害発生時には、初動体制の構築及び職員の参集状況により、避難対策や災害時要支援者対策に関する業務、また、救助などの各業務については、当該班のみで対応することは困難であることが想定される。そのため、本部長より指示のあった部（班）は、他の部（班）の応援等の業務に就く。

4 標識

- (1) 本部を設置したときは、本部所在施設入口に標示板（資料22）を掲げる。
- (2) 本部長・副本部長及びその他本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（資料23）を帯用する。
- (3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識（資料24）をつける。

○資料編 [各種資料] 資料22 災害対策本部掲示板

資料23 腕章

資料24 標識

5 本部の運営

本部の運営は、浜中町災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）の定めるところによる。

(1) 本部会議構成員

町長	保険課長	水産課長	高校事務長
副町長	健康福祉課長	農林課長	議会事務局長
教育長	保育所長	浜中診療所事務長	農業委員会事務局長
総務課長	防災対策室長	出納室長	給食センター所長
企画財政課長	商工観光課長	管理課長	
税務課長	建設課長	指導室長	
住民環境課長	上下水道課長	生涯学習課長	

(2) 本部会議概況

役割	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の基本方針を決定 ・災害応急対策を実施するための施策の決定 ・各部班の連絡・調整
時期	・本部長（町長）等が認めた場合
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議構成員（本部長、副本部長、各課長職等） ・本部長が参加を認めた職員 ・必要に応じ各防災機関職員
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策（応急）の決定 ・応援の要請 ・その他

6 現地災害対策本部・現地災害対策合同本部

(1) 設置

ア 本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、発生した災害が大規模で、被災現地において防災関係機関と連携して災害応急対策をするため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策合同本部を設置する。

ウ 現地災害対策本部又は現地災害対策合同本部（以下「現地災害対策本部等」という。）は、被災現地に近い防災拠点又は公共施設に設置する。

(2) 組織等

ア 現地災害対策本部等は、本部長が指名する職員又は本部長からの派遣要請により防災関係機関から派遣された職員をもって組織する。

イ 現地災害対策本部等の長は、本部長が指名する職員をもってあてる。

ウ 現地災害対策本部等は、被災現地において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

(3) 通知

本部長は、現地災害対策本部等を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、又は各関係機関に通知する。

(4) 廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地災害対策本部等を廃止する。

7 災害復旧対策室等の設置

災害等発生状況を総合的に判断し、災害に対する迅速・的確な応急対策を実施するため、災害対策が長期的に及ぶ可能性がある場合、特に住民のライフライン確保や災害対応のための相談窓口としての必要があると認めるときは、災害復旧対策室等を設置することができるものとする。

8 民間団体との協力

町は、災害時、本節第5「住民組織等への協力要請」に基づき、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

第4 警戒・非常配備体制

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の招集（登庁）による非常配備体制をとるものとする。

ただし、本部が設置されない場合にあっても、その都度、状況に応じ非常配備に関する基準に準じて必要な体制を整えるものとする。

1 警戒・非常配備体制

気象情報等連絡体制（災害情報連絡室）	
配備基準 （時期）	(1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）が本町を含む地域に発表されたとき。 (2) 本町を含む地域に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 (3) 本町を含む地域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する注意報（風雪・強風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷・融雪）が本町を含む地域に発表され、数時間後に警報に変わるおそれがあるとき。 (5) 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。 (6) その他、町長(本部長)が必要と認めたとき。
配備内容 （任務）	(1) 釧路気象台その他関係機関と連絡をとり、気象・地象等に関する情報の収集、伝達、連絡のため、防災対策室長、防災担当係等の少数の人数をもってあたる。 (2) 状況により速やかに関係課長等、町民、関係機関等へ周知、連絡することができ、次の第1非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。 (3) 釧路・根室管内で震度4の地震が発生したとき、防災行政無線自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されないとき、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。）
参集体制	(1) 防災対策室長、防災係長、防災係及び必要に応じ、総務対策部総務班及び災害応急対策部の内から1～2名 (2) 緊急時に速やかに関係機関、住民、関係者等への連絡がとれる体制

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第1 非常配備体制（災害警戒本部）	
配備基準 （時期）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が、本町を含む地域に発表され、被害は局地的で比較的軽微と見込まれるが、災害の発生が予想され、又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 風雪、強風、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪、雷、濃霧、なだれ、噴火、地震動等の状況により、被害は軽微と見込まれるが、公共機関・施設及び町内の状況を把握する必要があると認められる程度の災害の発生が予想され、警戒が必要になったとき。 (3) 局地的に比較的軽微な災害の発生が予想され、又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 (4) 本町地域で震度4の地震が発生したとき。 (5) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。 (6) 気象庁及び太平洋津波警報センター（PTWC）から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで20cmから1mと予想されたとき。 (7) その他、町長（本部長）が必要と認めたとき
配備内容 （任務）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警戒本部を設置し、災害情報の収集、伝達、連絡のため、総務対策部、災害応急対策部の少数の人員をもってあたる。 (2) 本町地域で震度4の地震が発生又は津波注意報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。） (3) 津波注意報が発表されたときは、速やかに本町沿岸地区に対して津波注意報が発表されていることを周知するとともに、水門、陸閘を閉鎖できる準備を整える。（状況に応じ、本部長（町長）の指示に基づき速やかに水門、陸閘を閉鎖できる体制をとる。） (4) 状況により速やかに関係課長等、関係機関等へ周知、連絡することができ、次の第2 非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。
参集体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、防災係、総務対策部総務班及び災害応急対策部の内から2～3名 (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたときは、(1)の要員及び避難対策部、防災ステーション (3) その他状況に応じ、町長（本部長）が当該非常配備を命じた者

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 非常配備体制（災害対策本部）	
配備基準 （時期）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 局地的な災害の発生が予想され、又は災害が発生したとき。 (2) 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。 (3) 本町地域で地震（震度5弱、5強）が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。 (5) 気象庁及び太平洋津波警報センター（PTWC）から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで1mから2m程度と予想されたとき。 (6) その他状況に応じ、町長（本部長）が当該非常配備を命じたとき
配備内容 （任務）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部を設置し、関係各部の所要人員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 (2) 津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民等に対し防災行政無線により避難指示を発令したことを周知するとともに、水門、陸閘及び樋管を閉鎖する。 (3) 地震（震度5弱、5強）、津波警報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。）
参集体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町長、副町長、防災対策室、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、防災係、総務対策部、災害応急対策部、その他関係各部の所要人員 (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表された場合は、全職員 ただし、北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難指示が発令された場合、海岸地区住民等への避難指示発令の周知及び避難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班による水門閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（津波到達予想情報等）に応じ参集する。（津波到達予想までに時間的余裕がないなど、危険と判断した場合は自主的に安全な場所に避難し、避難先の施設等で避難者の受入等の支援に当たるものとする。） (3) その他状況に応じ、町長（本部長）が当該非常配備を命じた者

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第3 非常配備体制（災害対策本部）	
配備基準 （時期）	(1) 広域にわたる災害の発生が予想され、又は被害が甚大であると予想される場合において、町長（本部長）が当該非常配備を命じたとき。 (2) 重大な災害が発生したとき。 (3) 本町地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。
配備内容 （任務）	(1) 災害対策本部を設置し、職員全員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 (2) 大津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民等に対し防災行政無線により避難指示を発令したことを周知するとともに、水門、陸閘及び樋管を閉鎖する。 (3) 地震（震度6弱以上）、大津波警報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署により手動放送する。）
参集体制	(1) 全職員 ただし、北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難指示が発令された場合、海岸地区住民等への避難指示発令の周知及び避難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班による水門等閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（大津波到達予想情報等）に応じ参集し、（大津波到達予想まで時間的に余裕がないなど、危険と判断した場合は、自主的に安全な場所に避難し、参集経路の安全等を確認してから参集する。）各部指定の所掌により活動するものとする。

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 職員の自主参集基準

- (1) 釧路根室管内で震度4以上の地震が発生したとき。
 防災対策室長、防災係長、防災係
 [その他職員は、自宅待機等で連絡がとれる体制]
- (2) 本町地域で地震が発生したとき。
 ア 震度4
 副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、防災係
 [その他職員は、自宅待機等で連絡が取れる体制]
 イ 震度5弱・5強
 町長、副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、防災係、
 総務対策部、災害応急対策部
 [その他職員は、自宅待機等で連絡が取れる体制]
 ウ 震度6弱以上
 全職員
- (3) 北海道太平洋沿岸東部に津波情報が発表されたとき。
 ア 津波注意報
 副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、水産課長、防災係長、防災
 係、総務対策部、避難対策部、防災ステーション
 [その他の職員は、自宅待機若しくは連絡が取れる体制により、高台等へ自主避難]
 イ 津波警報（大津波・津波）
 全職員
 [ただし、北海道太平洋沿岸東部に津波警報・大津波警報が発表され、海岸地区住
 民等に避難指示が発令された場合、海岸地区住民等への避難指示発令の周知及び避
 難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班によ
 る水門等閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（大津波到達予想情報等）に応じ参
 集し、（大津波到達予想まで時間的に余裕がないなど、危険と判断した場合は、自
 主的に安全な場所に避難し、参集経路の安全等を確認してから参集する。）各部指
 定の所掌により活動するものとする。]

(備考)

自主参集とは、日曜、休日、祝日、年末年始、夜間等の勤務時間以外の災害発生時等において、通信の途絶等が想定されることから、本部長（町長）、課長等からの非常招集等の通知が無くとも、テレビ、ラジオ、その他の方法により地震、津波注意報、津波警報を覚知した場合は、自主的に所定の配備につくものとする。

なお、その場合の参集場所は、特に指示がない場合は各所属先とする。

また、災害の規模、特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合、特に津波警報、大津波警報が発表された場合は、まず自分及び同居家族の身の安全を確保したうえで、可能な限り自主参集し、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

3 警戒・非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

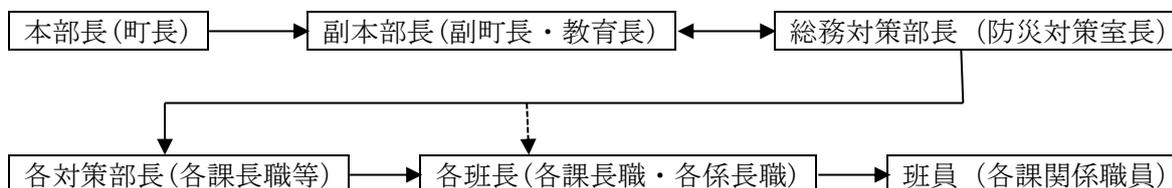
- ア 防災対策室長（総務対策部長）は、町長（本部長）の非常配備決定に基づき、各課長等（本部員）に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知する。
- イ 各課長等（各対策部長等）は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。
- ウ 配備要員（職員）は、各課長等（各対策部長等）よりイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。
- エ 各課長等（各対策部長等）は、あらかじめ部（班）内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに基づいて行う。

(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、防災対策室長（総務対策部長）は、各課長（各対策部長等）に通知する。
- (イ) 各課長（各対策部長等）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

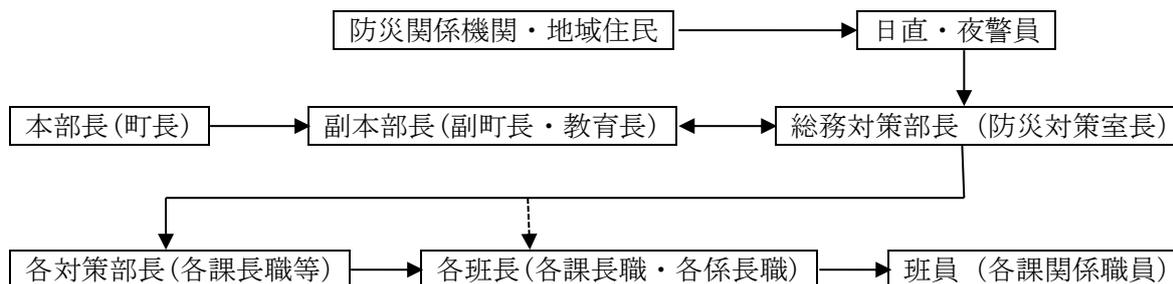
●図表 伝達系統（勤務時間内）



イ 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 宿日直者及び夜警員は、次の情報を受けた場合は直ちに、防災対策室長（総務対策部長）へ連絡する。
 - a 気象警報等が釧路総合振興局及びN T T 東日本仙台センタ、N T T 西日本福岡センタから通報されたとき。
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
 - c 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。
- (イ) 防災対策室長（総務対策部長）は、必要に応じて、各課長（各対策部長等）に通知する。
- (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずる。
- (エ) 伝達は電話等により行う。

● 図表伝達系統（勤務時間外）



ウ 職員の緊急参集

(ア) 町長（本部長）は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。

(イ) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属長と連絡の上、又は自らの判断により自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

a 本部が設置された場合は、電話、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）ホームページ、テレビ・ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。

b 震度5弱又は5強の地震が発生し、若しくは津波注意報が発表されたときは、該当する職員は自主的に参集する。

震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは津波警報又は大津波警報が発表されたときは、全職員が動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、参集する。なお、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、あらかじめ防災拠点として指定されている場所に参集する。

c 通信の途絶により連絡がとれない場合、自らの判断により参集する。

(ウ) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動する。

a 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

b 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水、食料等の必要な用具を携行する。

c 参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。病院や社会福祉施設、道路、橋りょう等の施設の被害状況は、災害情報報告（別記第1号様式）により、本部に詳しく報告する。

d 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、釧路東部消防組合浜中消防署又は厚岸警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協

力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ 参集状況の把握

各課長（各対策部長）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録する。

- (ア) 職員参集状況報告書（別記第2号様式）
- (イ) 職員等安否確認調査票（別記第3号様式）

- 資料編 [条例・規則等]
- 資料3 浜中町防災行政用無線局管理運用規程
 - 資料4 浜中町防災行政用無線局運用細則
 - 資料5 浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則
 - 資料6 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則
 - 資料7 北海道浜中町津波防災ステーション管理細則
- [各種様式]
- 別記第1号様式 災害情報報告
 - 別記第2号様式 職員参集状況報告書
 - 別記第3号様式 職員等安否確認調査票

(3) 本部長（町長）の職務代理

本部の設置はじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故等あるときは、次のとおり職務を代理するものとする。

●職務代理順位

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
副町長	教育長	防災対策室長	総務課長	以降の順位は、昭和59年規則第6号「浜中町長の職務を代理する吏員の順序を定める規則」の順位に準じる。

(4) 非常配備体制下の活動

第1～3非常配備体制下における活動の要点は、次のとおりとする。

ア 第1非常配備体制下の活動

- (ア) 総務対策部長は、本部長の職員非常配備指令を受け、各課長等へ通知するものとする。
- (イ) 総務対策部長は、釧路地方气象台、その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達、その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係部長、班長等へ連絡する。
- (ウ) 関係各部長、班長は情報、又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに

に随時職員に適切な指示を行うものとする。

- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

(ア) 本部長は、本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部会議及び班長会議を開催する。

(イ) 各対策部長は、情報の収集伝達を強化する。

(ウ) 総務対策部長は関係部長、班長及び防災会議構成機関、その関係機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(エ) 各部長、班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備し、協力体制を強化すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、各班長は、その活動状況を本部長に報告するものとする。

エ 勤務時間外、休日等における連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が重要であることから、本部は、勤務時間外、休日等においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した、主な自主参集基準を定める。

(5) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置くものとする。

本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員の内から指名する者をもってあてる。

本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項をそれぞれ所属する対策部に伝達するものとする。

第5 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、本部長は、災害の状況により必要と認めた場合、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊出し及び被災者の対応に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長（本部長）が協力を求める事項

2 協力要請先

協力を要請する主な住民組織、女性団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求める。

3 自主防災組織への協力要請

- (1) 自主防災組織の育成については、第4章第6節「自主防災組織の育成等に関する計画」による。
- (2) 自主防災組織が組織された場合にあつては、町長は、自主防災組織に協力を要請する。

○資料編 [各種資料] 資料17 防災関係機関等の連絡先

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

町が該当する予報区（※1）を担当する官署は、釧路地方気象台となる。予報区及び注意報・警報・特別に用いる細区分域名は、次のとおりである。

●予報区（図）



区 分	概 要
府県予報区名（担当気象官署）	釧路・根室・十勝地方（釧路地方気象台）
区 域	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内
一次細分区域名（※2）	釧路地方
町等をまとめた地域（※3）	釧路南東部（厚岸町・浜中町）

- ※1 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。
 - ※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。
 - ※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとを発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や道の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域
- 注) 特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、北海道周辺海域は札幌管区気象台が担当する。

●海上予報区（図）



地方海上予報海域名	細分海域
北海道南方及び東方海上※1	釧路沖

※1 尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。そのうち、本町は釧路沖に該当する。

2 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報等を発表する担当区域を異にしており、その業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報等は釧路地方気象台、地方海上予報や警報は札幌管区気象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 早期天候情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05, 11, 17時) 毎日2回(11, 17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05, 11, 17時) 毎日3回(05, 11, 17時) 毎日2回(11, 17時) 随時
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海水情報	毎日2回(07, 19時) 随時
釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県海水予報 府県海水情報	毎日1回(海水期) 随時

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、消防法(昭和23年法律第186号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報を含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの遭難が必要とされる警戒レベル3に相当。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。

濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

エ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	(下段:土砂災害の危険度分布)	
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず実施するものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布:黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報(浸水害)※2		大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(従来の避難勧告のタイミングで発令)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布:うす紫 (非常警戒※4)	内水氾濫危険情報(水位超過下水道により発令される情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布:うす紫 (非常警戒)※4)	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 危険度分布:赤(警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤(警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布:黄(注意)		危険度分布:黄(注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当				

市町村は、警戒レベル相当情報(従来の避難勧告のタイミングで発令)の他、暴風や日没の時刻、堤防や橋脚等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせて自主的に避難

上段赤字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からフラッシュ型で提供される情報)
下段赤字:常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

(3) 気象警報発表基準(令和2年8月6日現在)

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	1 0
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 1 4
洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=20.5、琵琶瀬川流域=12
		複合基準	ノコベリベツ川流域=(5, 20, 4)
		指定河川洪水予報による基準	—
暴風	平均風速	陸上	20 m/s
		海上	25 m/s
暴風雪	平均風速	陸上	18 m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	25 m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
波浪	有義波高	6.0 m	
高潮	潮位	1.1 m	

※大雨警報については、表面雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害・土砂災害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

※表面雨量指数:地面の被覆状況や地質、地形勾配など、その土地がもつ雨水の溜まりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域毎に算出する。

※洪水の欄中、「〇〇川流域=20」は、「〇〇川流域の流域雨量指数20以上」を意味する。

※地震・津波については地震・津波対策編に示す。

(4) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm
------------	-------	------

(5) 気象注意発表基準（令和2年8月6日現在）

大雨	雨量基準	6	
	土壌雨量指数基準	6 6	
洪水	流域雨量指数基準	姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=16.4、琵琶瀬川流域=9.6	
	複合基準	ノコベリベツ川流域= (5, 16.4)	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	12 m/s
		海上	15 m/s
風雪	平均風速	陸上	10 m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	15 m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	3.0 m	
高潮	潮位	0.9 m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	200 m	
乾燥	最小湿度30% 実行湿度60%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上		
	②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	4～10月：（最高気温） 平年より8℃以上低い日が2日以上継続		
	11～3月：（最低気温） 平年より7℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下		
着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温－5℃以下で風速8m/s以上		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

※表面雨量指数：地面の被覆状況や地質、地形勾配など、その土地がもつ雨水の溜まりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には町等の域内における基準値の最低値を示している。

※複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

※地震・津波については地震・津波対策編に示す。

(6) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

気象警報等は、次により、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報又は伝達する。

ア 気象警報等は、勤務時間中は防災対策室が、勤務時間外は宿日直及び夜間警備員等が受理する。

イ 勤務時間外に宿日直及び夜間警備員が気象警報等を受けたときは、直ちに防災対策室長に連絡するとともに、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第4号様式）に記載する。

〔連絡する気象警報…大雨（浸水害・土砂災害）、暴風、暴風雪、各特別警報〕

ウ 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直業務終了後、防災対策室長に提出する。

エ 防災対策室長は、気象警報等を受理し、対応が必要と判断した場合には、速やかに関係課長等に連絡するとともに、必要に応じて町長及び副町長に報告する。

○資料編 [各種様式] 別記第4号様式 気象通報受理簿 (兼送信票)

(7) 伝達系統

気象警報等は、右図に示す伝達系統により、電話、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報又は伝達する。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、道に対しては町への通知を、町に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。

そのため、町、道、その他防災関係機関の所有する通信網及び報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

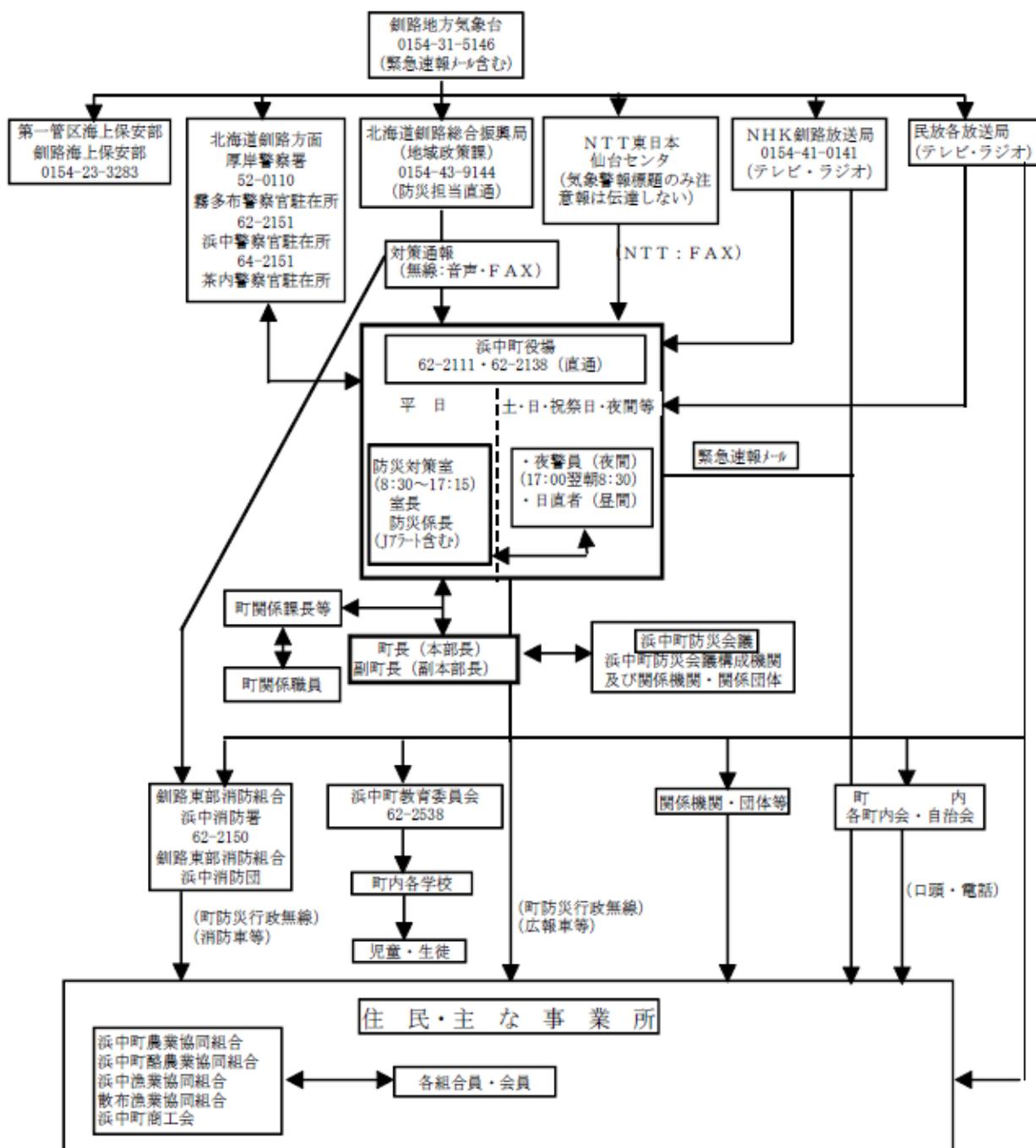
2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	お雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて通常10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて通常10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

※ 「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

●注意報及び警報（特別警報を含む）等の伝達系統図



※「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」を配信

3 海上警報

(1) 種類

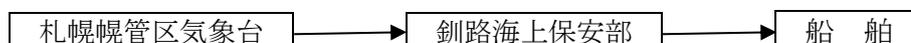
船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7 (28~33kt)の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合 (海上の視程約500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8 (34~40 kt)及び9 (41~47kt) の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上(48kt~)の場合(台風により風力階級12(64kt~)の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風海上台風警報力階級12 (64kt~) の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
		海上警報解除	

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(2) 伝達

伝達系統は下図のとおりである。



4 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、下表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、町長が避難勧告等の発令の判断をする参考とする。

釧路建設管理部と釧路地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な療育は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)
危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

参考) 土砂災害警戒判定メッシュ情報 (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

6 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、釧路地方気象台から釧路総合振興局長に通報されるものである。

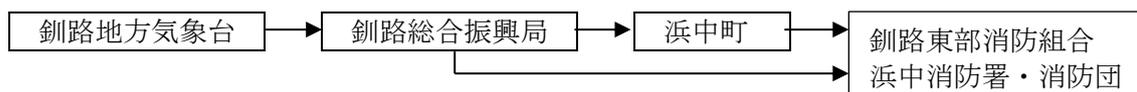
通報された釧路総合振興局長は、町長に通報する。

ア 通報基準

気象台等が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表をもって、火災気象通報とする。

イ 伝達系統

伝達系統は下図のとおりである。



(2) 林野火災気象情報

林野火災気象情報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第8節「林野火災対策計画」により実施する。

7 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路地方など）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝・釧路・根室地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
浸水キキクル（危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
洪水キキクル（危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を公表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

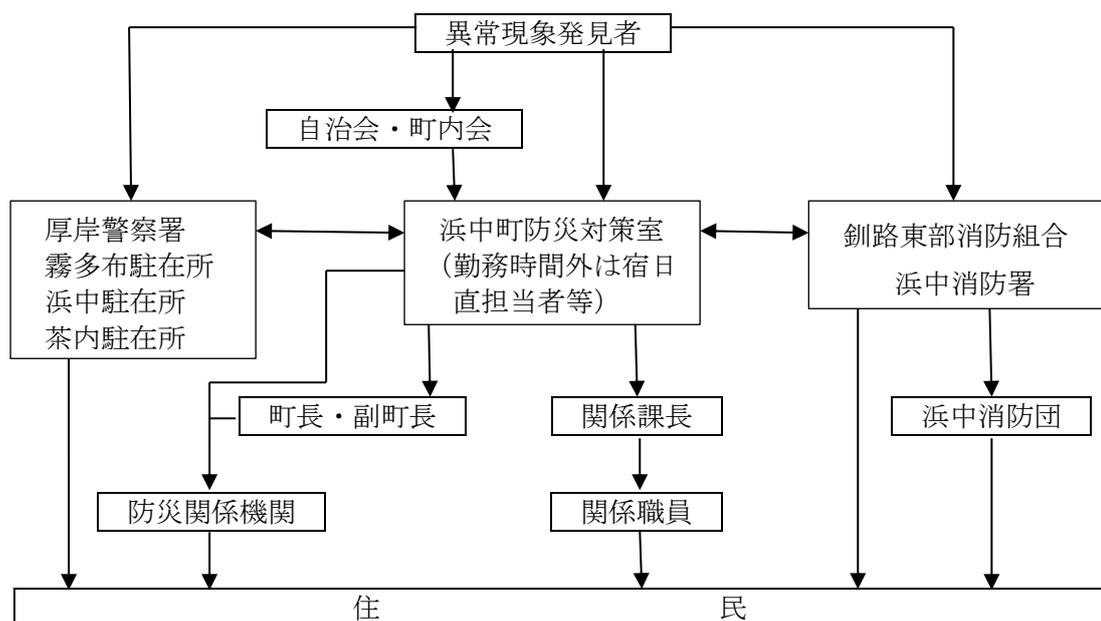
※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。通報は、災害情報連絡系統図により速やかに町、厚岸警察署、釧路海上保安部及び釧路東部消防組合浜中消防署等に行う。

●災害情報連絡系統図



2 警察官等の町への通報（基本法第54条第3項）

発見者から通報を受けた警察官及び海上保安官は、その内容を確認し、直ちに町長に通報するものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知（基本法第54条第4項）

(1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。

あて先官署名	電話番号
釧路地方気象台	(0154) 31-5110 (観測予報)
釧路市幸町10丁目3	31-5146 (防災)

(2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図による。

4 通報の取扱い

- (1) 勤務時間外の通報は、浜中消防署、宿日直者等が受理し、防災対策室長に報告する。
- (2) 防災対策室は、発見者又は浜中消防署からの通報を受けたときは、町長に報告するとともに事務処理にあたる。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡する。
- (2) 災害が発生した場合は、災害情報報告取扱要領（資料14）に基づき、その状況を釧路総合振興局長に報告する。

○資料編 [条例・規則等] 資料14 災害情報報告取扱要領

[各種様式] 別記第1号様式 災害情報報告

別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）

第4 気象官署の組織等

町を担当する官署は釧路地方気象台となる。町内にある地域気象観測所は、下表のとおりである。

●観測所

観測所名	緯度	経度	標高	観測要素
榊町	43度7.2分	145度6.6分	2m	気温・降水量・風向風速・日照時間
茶内原野	43度10.4分	145度58.0分	70m	降水量